

令和8年7月24日

酒々井町審議会等傍聴要領

酒々井町国民健康保険運営協議会

- 1 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - (1) 傍聴人は、会議を傍聴する場合は、議長及び係員の指示に従ってください。
 - (2) 会場内では、発言、質問等はできません。
 - (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向等を表明しないでください。
 - (4) 会場内で、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
 - (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり旗等を携帯したり、鉢巻、腕章等を着用しないでください。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為はしないでください。
- 3 傍聴人が上記のことを守っていただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。